最高裁判所　御中

愛荘町立秦荘中学校柔道部事件

合理的な理由のある判決を求めます

平成２１年７月２９日，滋賀県の愛荘町立秦荘中学校の柔道部の練習において，当時中学校１年生であった村川康嗣君が亡くなりました。

康嗣君は，柔道初心者で体力もなく，受身の技量なども未熟でした。事件当日，顧問教諭は，３０度以上の蒸し暑い体育館の中で，部員たちに3時間半にわたり過酷な練習を課していました。初心者の康嗣君は，見るからにフラフラで受け身もとれない状態でしたが，ろくな休憩も与えられないまま，激しい乱取練習（実践練習）を続けさせられたのです。顧問は，康嗣君が既に声も出ない状態であったにもかかわらず，「声を出していない」という理由で康嗣一人を残してまで練習を課し続け，その結果，康嗣君は上級生に投げ続けられ，ついには顧問自らが思い切り投げ飛ばしたことにより，頭蓋内を損傷し，その生命を断たれました。

大津地方裁判所は，柔道部顧問の過失を認めました。しかし，「国家賠償法の解釈」により，***「公務員個人は被害者に対して民事責任を負わない」***と判断しました。

しかし，常軌を逸した「リンチ」と評価すべき過酷な練習を子どもに課した人間が，「公務員である」という理由で，民事上の責任を免れるのはあまりにも不合理です。

一方，私立学校でこのような事件が起きた場合には，加害教諭個人の責任を認められています。***私立学校の教諭は責任を負い，公立学校の教諭は責任を負わないというのは，あまりにも不公平です。***しかも，最高裁は，このような不平等な扱いをすることについて，これまで何ら合理的な根拠を示していないのです。

これまで，***中学，高校における柔道事故の死亡者は，１９８３年度から２０１１年度の２９年間で，実に１１８件に上ります。***

たとえ死亡に至らなくても，後遺症が残る事故が１９８３年度から２０１０年度の２８年間で２８４件起こっているのです。

公立学校の教諭であれば，何をしても「公務員」であるという理由で，民事上の責任を免れられるのであれば，同じことが繰り返されてしまいます。

私たちは，貴裁判所が，本件に真摯に向き合い，本件顧問の責任を明確に認める判決を下されることを求めます。

＜中学校入学のお祝いの席での写真＞

村川康嗣君。家族想いの，優しい男の子でした。ボクシングが大好きでした。夢は建築家になること。「かあちゃんの家，康嗣が建てたるでな」と，母によく話していました。

名　前	住　所
	都 道 府 県
	都 道 府 県

名　前	住　所
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県
	都 道 府 県

(送付先) 〒673-0892 明石市本町 1-1-24　大日明石本町ビル 6 階 607 号室　わたなべ法律事務所
TEL 078-917-8884　FAX 078-917-7884

①この署名用紙はコピーしても使えます。②署名したものの原本をご郵送下さい。署名したもののコピーやFAXでは無効となりますのでご注意下さい。③住所は地番まで全てお書き下さい。④日本に住んでいる方であれば，年齢・国籍は問いません。⑤記入いただいた個人情報は署名提出以外の目的では使用しません。